平成２３年（フ）第１６０号
福岡県久留米市北野町上弓削763番地１　ヒルズ上弓削Ｂ棟102号
債務者　末次　正明
１　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４４６号
北九州市小倉南区徳吉西１丁目８番12号
債務者　立石　裕人
１　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４８２号
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿1207番地１
債務者　鈴木美智子
１　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４８７号
北九州市若松区用勺町17番11号
債務者　合志　雅美
１　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２４５号
大分市長浜町１丁目３番３号
債務者　加藤幸一郎
１　決定年月日時　平成23年７月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７２号
鹿児島県霧島市国分広瀬３丁目４番67号　大野原アパート106
債務者　久保　浩二
１　決定年月日時　平成23年７月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
鹿児島県姶良市西餅田2044番地52
債務者　久保　義一
１　決定年月日時　平成23年７月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
鹿児島県姶良郡湧水町木場255番地１
債務者　窪　ゆかり
１　決定年月日時　平成23年７月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目372番地６石嶺ガーデン206
債務者　大城美由紀
１　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２４６号
沖縄県浦添市宮城３丁目９番６―301号銘苅荘
債務者　親富祖初美（旧姓仲宗根）
１　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３０号
沖縄県国頭郡恩納村字恩納2804番地２階
債務者　山城　貴乃
１　決定年月日時　平成23年７月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第３１号
沖縄県国頭郡伊江村字東江前543番地
債務者　山城　弘美
１　決定年月日時　平成23年７月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第３２号
沖縄県国頭郡本部町字大浜863番地１　かりゆしマンションＢ―203
債務者　山下　　亨
１　決定年月日時　平成23年７月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第４０号
青森県八戸市桜ヶ丘２丁目20番19号　パンプキンハウス１－１－１、前住所青森県八戸市桜ヶ丘２丁目20番11号　ライブパル小久保２－７
債務者　小野　広人
１　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
青森県八戸市大字鮫町字下松苗場２番地21、前住所青森県八戸市小中野８丁目10番17号
債務者　島川　裕悦
１　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
青森県八戸市大字新井田字水溜５番地５第二千奏荘３号
債務者　中村　房雄
１　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
青森県八戸市大字田向字檀ノ平17番地３、前住所青森県八戸市大字沢里字沢里山16番地100
債務者　奥山　公男
１　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
盛岡市本町通２丁目５番32―206号
債務者　猪股　仁一
１　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部